

今治市重度身体障がい者(児)訪問入浴サービス事業のご案内

対象者

今治市内にお住まいで在宅での重度身体障がい者(児)であって、次の項目に該当する方です。

- ・医師が入浴を認めた方
- ・現に障害福祉サービス(生活介護等)において、これに該当するサービスを受けていない方
- ・介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、今治市訪問入浴サービス費支給要綱に定める事業の内容に相当するサービスを受けることができない方

お申し込み

今治市障がい福祉課又は各支所住民サービス課へお申し込みください。

サービス利用負担額

原則1割自己負担です。ただし本人又は、世帯の課税状況に応じて負担上限月額が設定されています。

※負担上限額は支給決定の日の属する年度分(4月～6月までの間に決定する場合は前年度分)の市町村民税により決定します。

入浴 1回 1,260円 清拭又は部分浴 1,134円 ※島嶼部料金も同じです。

世帯区分		月額負担限度額	
被保護世帯		0円	
市民税非課税世帯		0円	
市民税課税世帯	所得割額 16万未満	3,700円	
	所得割額 16万以上	4,500円	

営業日 月曜日～金曜日(祝日含む 12/29～1/3を除く)

営業時間 8:30～17:30

サービス提供地域 今治市(但し、旧関前村を除く)の区域とする。

ご承諾いただくこと

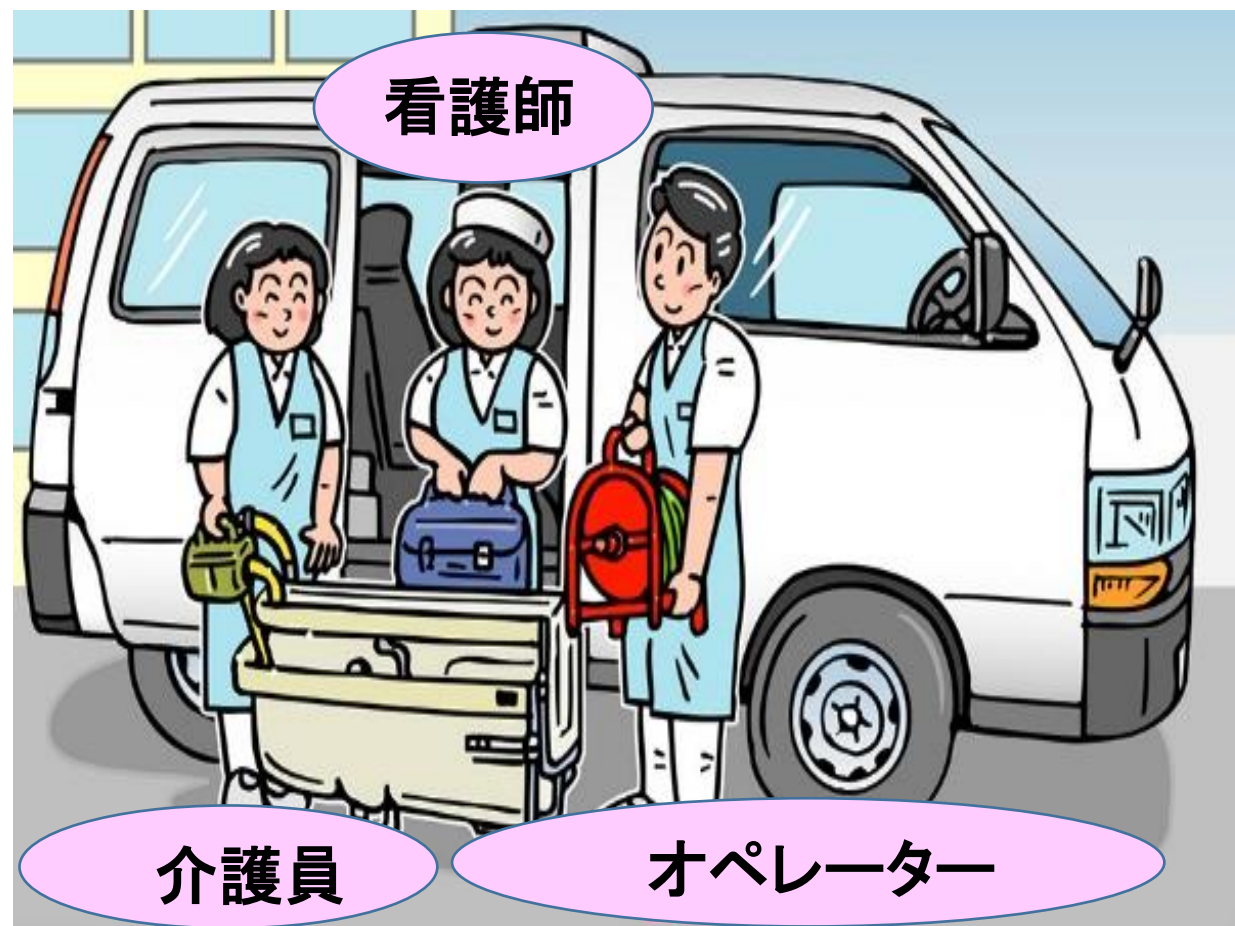
※給湯、ポンプ使用時はご自宅のコンセントから電気を使用させていただきます。

※給湯用の水を使用させていただきます。※排水用の水捨て場所をお借りします。

入浴のさまざまな効果

- ①身体を清潔に保つ。(皮膚疾患や床ずれの予防改善、早期発見など)
- ②温熱効果 心身のリラックス、ストレス解消
- ③食欲の回復、安眠効果
- ④ご家族の介護負担の軽減

※ご希望に応じて爪切りやひげ剃り(電気)、シーツ交換などもさせていただきます。



看護師を含めた3名のスタッフが専用の浴槽を装備した移動入浴車でご自宅にお伺いし、お部屋のベッドや布団の横で入浴ができるサービスです。

入浴前後には、体調確認を行い安全に入浴をして頂きます。

社会福祉法人 今治市社会福祉協議会

今治市社協介護サービスセンター

〒794-0043 今治市南宝来町1丁目9-8

(今治市総合福祉センター愛らんど今治)

TEL(0898)22-7231

FAX(0898)22-6022

訪問入浴の流れ

(所要時間は、およそ1時間です。)

①

ご利用者のお部屋へ浴槽を運びます。



②

看護師が、血圧、体温、脈拍などを測定し入浴の可否判断を行います。



③

ご利用者のベッドの横で浴槽を組み立てます。



④

タオル等を使用し、羞恥心に配慮しながら脱衣のお手伝いをします。



⑤

浴槽への移動は、3人で介助するので安心です。



⑥

頭から洗ってお湯の温度に身体を慣らし、洗顔又は、拭き取りをしていきます。



⑦

看護師と介護員で皮膚状態を確認しながら全身を洗っていきます。



⑧

腕 → 首 → 胸 → 腹部 → 側腹部
足先～太もも → 陰部 → 背中 → 臀部
の順に洗っていきます。



⑨

約7分くらいお湯に浸かった後 シャワーで泡を洗い流していきます。



⑩

ベッドに戻り着衣後に看護師が血圧、体温、脈拍を測定し体調を確認します。



タオルや入浴剤は当社で準備いたします。
ご自宅で愛用されているものがあればそちらを使用することもできます。

準備して頂く物

・石鹸2個又は、ボディークリーム・シャンプー・お着替え・シーツ等・認

※主治医による指示書を頂きます。

※介護における相談などもスタッフがお聞きしますのでお気軽にご相談ください。

※当日の体調により看護師が入浴できないと判断した場合は、清拭や部分浴など状態に合わせたサービスに変更させていただく場合がございます。